

第2次多可町総合戦略策定支援業務仕様書

1. 業務名

第2次多可町総合戦略策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、人口減少克服・地方創生を目的とした「第1次多可町総合戦略」が令和元年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和2年度から令和6年度を計画期間とした「第2次多可町総合戦略」を策定することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和2年2月14日まで

4. 業務の概要

(1) 町の現況把握及び構造の分析

町及び県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、総合戦略策定の基礎とする。

(2) 住民アンケート調査の実施と報告書の作成

人口ビジョンの見直し及び総合戦略策定のための基礎調査として、アンケート調査を実施する。回収されたアンケートの回答は、入力・集計を経て報告書としてとりまとめ、総合戦略への反映を行う。

・対象者及び票数

- ① 一般住民：1,000票（回収率見込み：35.0%）
- ② 転出者：200票（回収率見込み：60.0%）
- ③ 転入者：100票（回収率見込み：60.0%）
- ④ 高校生：150票（回収率見込み：80.0%）

アンケート調査票、発送用封筒（角2）、返信用封筒（長3）の印刷は受託者が行う。（宛名ラベルの作成、封入封緘作業は委託者が行う。）

・配布方法

郵送による配布（郵送にかかる経費は受託者が負担する）

(3) 現行計画の進捗状況の確認

現行計画の具体的な取組の進捗状況やKPI（重要業績評価指標）等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証するために、各課に向けたシート調査を実施する。シートのフォームの提案や調査結果のとりまとめ等を行うとともに、計画への反映を行う。また、必要に応じて、各課ヒアリングを実施し、計画策定の基礎とする。

(4) 人口ビジョンの見直し

現行の多可町人口ビジョンの推計値と実績値の乖離等の分析・検証をしたうえで、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。

また、アンケート調査等の基礎調査結果を踏まえ、多可町の人口変動要因やその改善のための課題を分析し、人口に関して目指すべき将来の方向案を提示した上で、多可町の示す方針に基づき、多可町が目指す人口水準、地域社会像等の将来展望を記載した「人口ビジョン」素案

を作成する。

(5) 主要課題の整理

(1) から (4) までの調査結果を踏まえ、「第2次多可町総合戦略」の策定に向けた課題について、体系的に整理する。

(6) 総合戦略素案の策定支援

第1次総合戦略の検証・評価・進捗状況とアンケート結果による住民の評価やニーズから、第1次総合戦略の基本目標、施策の方向性、総合戦略事業について見直し、第2次素案策定の支援を行うとともに、それぞれに対する数値目標・KPIの設定支援を行う。

(7) パブリック・コメントの実施支援

第2次総合戦略の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(8) 創生懇話会の運営支援

創生懇話会（4回程度）等に参加し、運営支援（資料等や議事録要旨の作成など）を行う。

(9) 若手企業者会議の運営支援

若手企業者会議（3回程度）に参加し、運営支援（資料等や議事録要旨の作成など）を行う。

(10) 地元高校生ワークショップの運営支援

Uターンをテーマにした県立多可高校生ワークショップ（2回程度）に参加し、運営支援（資料等や議事録要旨の作成など）を行う。

(11) 概要版の原稿作成

確定した総合戦略を踏まえ、計画内容を要約した概要版の原稿を作成する。

(12) 計画書及び概要版の印刷製本

確定した総合戦略本編及び概要版の印刷製本を行う。成果品の仕様に基づき、印刷を行うとともに、ホームページ公開用のPDFデータを用意する。

(13) 関連計画の作成支援

国に提出する地域再生計画策定の支援（2～3事業）として、町で決定した事業に対して、地域再生計画作成のための助言や校正作業を行う。

5. 成果品

(1) アンケート結果報告書 データー式

(2) 計画書 500部及びPDFデータ

仕様：A4判、80頁程度、表紙アートポスト4色刷り、本文マットコート1色刷り

(3) 計画書概要版 1,000部及びPDFデータ

仕様：A3判、2つ折り、4色刷り、マットコート

6. その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、多可町個人情報保護条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
また、プライバシーマーク運用を証明するため、1回以上更新していることを必須とする。
- (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。